

広島県告示第四百二二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部道路河川管理課及び広島県西部建設事務所呉支所において、平成二十二年五月十日までの間、縦覧に供する。

平成二十二年四月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

呉環状線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
呉市郷原町字ワラヒノ山四〇一〇番一三地从ら	〇	〇	一〇・〇〇 一七・〇〇	九九・二〇	拡張
呉市郷原町字ワラヒノ山二五二番一地从ら	〇	〇	三三・四〇 五八・二〇	九八・七〇	
呉市郷原町字ワラヒノ山二五二番一地从ら	旧		六・二〇 一八・六〇	四五三・〇〇	ダブルウェイ 延伸
呉市郷原町字一ノ松光山六二六番一四地从ら	〇		二五・〇〇 五〇・六〇	四〇五・五〇	
呉市郷原町字東長谷三八〇三番一地从ら	新		六・二〇 一八・六〇	七二九・〇〇	拡張
呉市郷原町字ワラヒノ山甲二五二番一六地先から	〇		二五・〇〇 六三・〇〇	六〇九・八〇	
呉市郷原町字東長谷三八〇三番一地从ら	旧		六・八〇 三三・〇〇	四八二・七〇	拡張
呉市郷原町字東長谷三八〇三番一地从ら	〇		二六・五〇 七〇・〇〇	四四五・九〇	